

令和6年第3回
久御山町教育委員会定例会
議事録

令和6年 第3回久御山町教育委員会定例会 議事録

- 1 招集年月日 令和6年3月25日
- 2 招集の場所 久御山町役場会議室23
- 3 開 会 令和6年3月25日 午後1時30分開会宣告
- 4 出席委員 内 田 智 子
寺 井 恵太郎
田 口 賀 彦
- 5 職務のため出席した者の職氏名
教 育 次 長 中 務 一 弘
学校教育課長 前 山 雅 宏
学校教育課長補佐 梶 原 哲 郎
学校教育課長補佐 小 川 伸 二
生涯学習応援課長補佐 高 田 浩 史
生涯学習応援課主任 田 中 美千子
書 記 迫 畑 美 沙
- 6 付議案件
議案第7号 久御山町物価高騰対策学校給食材料費補助金交付要綱の制定について
議案第8号 令和6年度学校教育・社会教育の重点について
議案第9号 公益財団法人久御山町文化スポーツ事業団補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 7 会議の経過
午後1時00分 開会
(1) 開会
教育長が開会を宣言
(2) 前会議録の承認
第2回の会議録について、全出席委員意義なく承認
(3) 教育長の報告
・書面議決となった議案第6号 久御山町物価高騰対策児童生徒学用品費支援金交付要綱制定については、議案に係る意見等もなく、全員賛成により原案の通り可決した。
・各園、小・中学校において、多くの来賓保護者の臨席のもと、予定通り卒業証書

授与式、修了証書授与式を実施することができた。なお、小・中学校については、22日に修了式の方を迎え、現在春休みとなっている。

- ・ 3月19日、町青少年育成協議会第3回委員会に出席し、今年度の総括並びに次年度に向けての引き継ぎが行われた。
- ・ 3月27日、第3回スポーツ協会のあり方検討委員会の方が予定されている。4月以降に、町への報告が行われる予定。詳細は、後日御報告をさせていただく。

(4) 議事

ア 議案第7号 久御山町物価高騰対策学校給食材料費補助金交付要綱の制定について

【梶原学校教育課長補佐より説明】

提案理由、「物価高騰に伴う学校給食の食材の増額について、保護者負担の軽減を図るため、学校給食会計に対する補助金を交付する。」というもの。2年ほど補正予算で2学期、3学期からとしていたが、来年度は、1学期からとしている。施行は6年4月1日から。金額は、小学校は一食あたり28円、中学校は32円とし、1年限りとしている。

【質疑応答】

なし

『原案どおり可決』

イ 議案第8号 令和6年度学校教育・社会教育の重点について

【小川学校教育課長補佐より説明】

学校教育の重点について、説明する。

1ページ、学校教育の方針、『「主体的に学び考える力」、「多様な人とつながる力」、「新たな価値を生み出す力」を子ども達が育んでいけるように、包み込まれている感覚を大切に行っていきます。』これは府でも大切にしている3つのこととして挙げられていることから、久御山町としても明記した。

次のページ、久御山学園創設の趣旨で、『「めざす子ども像「人生を開拓しようとする子」』と明記し、さらに、「重点1 質の高い学力を育む」では、これまでこども園の保育について記載していなかったことから、こども園で大切にしていることを追記している。

次のページ、小中学校で、教科横断的な学びを重視し、探求的な学びを大事にしてほしいこと、課題解決の能力等を育成してほしいことを追記。また今年度から、京都府学力学習状況調査～学びのパスポート～が始まり、次年度は、

経年比較ができることから、結果分析と活用について、あわせて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、ICTの効果的活用について追記している。そしてこの部分、小中連携で、例えば修学旅行や林間学習、今、3小学校で一緒に取り組んでいる。中学校からは、学校、出身校トラブルが少し減ったような気がするとのことで、今後も続けていってもらいたいことから記載している。また、今年度も英語と理科、合計3名、小学校には専科教員がいますが、教科の指導の充実を図っていきたいと考えている。

(2)「家庭学習でのICT(デジタルドリルや各種アプリケーション等)の活用」では、個別最適化にICTの活用が欠かせないものであり、積極的に活用してもらいたいと考えている。その下、久御山町では、家庭での学習時間の短さが課題になっており、授業と家庭学習をつなげる自学自習の習慣化を大事にしてもらいたいということで、追記している。

次のページ。(3)就学前教育の充実と保育力・授業力の向上が、これまでの重点1を、京都府の学校教育の重点と整合性を合わせる形で、重点6へ移動。

『2「活用する力」の育成』では「情報活用能力(情報モラルを含む)の育成」として、情報教育目標3観点「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」が必要であるとして、追記している。

次のページ。「3 主体的に学びに向かう力の育成」(2)生徒指導、これまで生徒指導の3機能と言われていたが、新たに「安心・安全な風土の醸成を意図的・計画的に取り組む」ことを追記している。子どもたちが、「自分の居場所は教室で、ここでいてもいいんだ。発言間違っても大丈夫なんだ。」という思いを子どもたちが持つことが大切であることから追記している。

次のページ。「多様な人との関わりを通じた自他との違いの受容と自尊感情の育成」について、重点2から、重点1にしている。次に、道徳教育の育成として、道徳教育の中にも、情報モラルの指導というのが重要視されている。個人情報保護、人権侵害、著作権等に対応すること、危険回避やネットワークのルールを大事にしてもらいたいとして追記している。

その下、環境教育について。久御山町では環境基本条例が定められており、追記した。

次のページ。重点3について、まずキャリア教育については、重点8の方に3、地域学習の充実も重点8に、就学前教育の推進は重点6に整理した。

「人権教育の充実」は、いじめを許さないという風土ということで、土壌というより風土の方がということで、文言整理した。

次のページ。重点5から「いじめや不登校の子どもへのきめ細やかな支援の

充実」として、先ほどの生徒指導の充実の4つの視点について、「安心・安全な風土の醸成」を再掲している。関係機関は、適応指導教室が教育支援センターに変更になったため修正している。

次のページ。重点4、「健やかな身体と体力の向上」について、これまでのアンケートから年齢に応じた睡眠時間が短くなりつつあり、また、朝ご飯の毎日食べてるが（割合が）下がってきている。また、メディアコントロールについては、動画の視聴時間が非常に長いという現状から、整理している。

重点目標5の「自然災害に備える意識の向上」について、特に最近では地震に対して年に1回避難訓練を実施しており、防災について、さらなる意識の向上に取り組んでいきたい。

いじめ、不登校については、重点3に整理。

重点6「就学前教育の充実」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した保育」として、認知能力、非認知能力の基盤となる部分がこども園で育成しており、今回記載している。そして、エ京都文教大学の連携として、体づくりや、心づくりの事業を今後もしていくということで記載した。

(5)「職員が生き生きと子どもに向き合える環境づくり」として、働き方を大きく改革し、その分、子どもたちと向き合う時間を作ってもらいたいということで、京都府の教育にもあるが、久御山町としても大事だということで追記。

重点8 地域社会のことについて、「地域学校協働活動推進員の設置」として、今後コーディネーターを設置していくこと。また、体験学習による児童生徒の学習意欲の向上として、小学校では農業体験とか、中学校では職場体験など学校運営協議会の方々にお世話になっており、体験学習が大事だということで記載。中学校の部活移行については、今後、中学校とも連携しながら、少しずつでも進めてまいりたい。

最後に、久御山町教育プログラムについては、学校教育の重点をわかりやすくしたもの。「たくましくしなやかに生き抜く力」が、久御山町の教育として大事にしているところであり、その2本柱として、「言語力の育成」と「自己指導能力の育成」を掲げている。また、個別最適な指導の充実として、デジタルドリルやアプリの活用であったり、山城教育スタンダード、久御山学園スタンダードを推進して探究的な学びを推進したりすること。そして「就学前教育を充実」させるため、保育力、教育力を向上させたりとか、大学との連携をするということも記載している。それらの活動には、ICTの効果的な活用は欠かせないとして下に記載。

学びに向かう基盤作りのための魅力ある園や学校作りをするため、言語活動、教育相談の充実。そして、非認知能力を大きく3つに分け、自分を高める力、自分と向き合う力、他者とつながる力そして、これらの力をこども園、小・中学校で連携しながら育成していきたいと考えている。

【質疑応答】

○寺井委員

重点1 こども園のことが明記されているのは、非常にいいこと。重点目標4の学校だよりや保健だより、学齢に応じた睡眠時間、朝ご飯、メディアコントロール、これも非常に良いことだが、食育のことを、もう少し記載できないか。今の子どもには食べる教育は、ちょっとやっぱりなかなかできてないような気がする。

○小川学校教育課長補佐

実際栄養教諭1名、小学校に勤務している。また食に関しての指導として、5年生には久味の会と連携して調理実習をしており、そういう部分も実施していきたい。

○内田教育長

町自体も来年度、食育条例を作っていく方向で考えている。

○田口委員

京都府の教育、それから久御山町の学校教育の重点もあるが、久御山で勤務してるのであれば、こちらを重要視して、重点的に見ないといけないと思うが、京都府の教育と、整理がついてなかったものを、今回整理されよかった。1人でも多くの先生方に、校長先生から指導してもらい、久御山学園として、こども園を含めて一つの目標に向かってやっていただきたい。

○内田教育長

田口委員がおっしゃったように、実行、実践していかないと意味がない。年度当初、説明をする機会があるので、重点事項の説明をしていく。

○寺井委員

これについての勉強会もするのか。

○内田教育長

しようと思っている。

【田中生涯学習応援課主任より説明】

議案第8号、令和6年度学校教育社会教育の重点についてのうち、当課所管分の社会教育の重点について、説明する。

令和5年度の社会教育の重点の内容と比べ、第3次久御山町生涯学習推進計画や新年度の町制方針など、また今年度の新たな取組に関連して、文言を修正した。

1ページの久御山町基本方針について、久御山町第2次生涯学習推進計画の期間が満了したことを受け、久御山町第3次生涯学習推進計画に合わせた文言に修正した。今後10ヶ年久御山町第3次生涯学習推進計画に基づき、住民のライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習機会や、広域的な学習の提供に努める。

1ページから2ページにかけて、「2 久御山町の重点目標と具体的対策」など生涯学習の振興を重点目標1の⑥に、「京都サンガF.C.と連携したスポーツ振興」を追記した。サンガのホームタウンでもある本町では今年度、ホームタウンデーでPRに努めてきたが、町制施行70周年を迎える令和6年度には、希望者を募ってサンガ観戦ツアー等を企画している。これを機に、より多くのスポーツに対する関心をお持ちいただき、スポーツ実践の場につなげていきたいと思ひによるもの。

2ページから3ページ、家庭教育力の向上、重点目標4③では、令和6年度に、現行の久御山町子どもの読書活動推進計画第3次推進計画を踏まえた「久御山町子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」を作成する旨を記載した。第4次推進計画をもとに幼少期から読書による想像力や表現力、発想力を豊かにし、さらなる読書意欲の向上を目指していく。また、地域の教育力の向上と学校支援活動を通じて、学校と地域が連携、協働した地域コミュニティの活性化を目指し、地域学校協働活動推進員の配置を行うにあたり、3ページ目の地域社会の教育力の向上の重点目標5②を新たに追記した。その他、修正点については、令和6年度本町施政方針や京都府策定の令和6年度社会教育を推進するためになどの内容を踏まえた文言の修正を行った。

令和6年度社会教育の重点により実施する各種生涯学習事業が、重点目標3⑬学習成果が活かされる場や機会の充実、また誰1人として取り残さない学びの環境の充実と社会教育関係者などの資質向上ができる仕組み作りの推進へつなげ、さらにはSDGsやウェルビーイングの実現に発展するよう取り組んでまいりたい。

【内田教育長より補足】

今後10年間の指針となる生涯学習推進計画が新しくなり、特に住民の皆さまが学んだだけではなく、それをもとにどのように周知したり、地域の輪を広げていくかという形で、それによってウェルビーイングという社会の実現を目

指すというようなことがコンセプトになっており、少し大きく変わり目の年となっている。

【質疑応答】

○田口委員

地域学校協働活動推進委員は、各校に大体何名ぐらいか。

○高田生涯学習課長補佐

まずはモデル校を1校選び、設置したいと考えている。

○田口委員

社会教育の関係も、重点も、なかなか住民というか府民に定着してないのではないか。社会教育は難しいところがあり、住民への周知など、上手にお知らせをしながら協力を求めて、協力してやろうという人をうまく取り入れ、地域と教育委員会とがつながりながら、スポーツとか、読書とか、うまくつながっていったらいいかなと思う。

○寺井委員

久御山町は、佐山、御牧と東角と地域差があり、その格差をできるだけ縮められるように、情報発信をしていただきたい。今までと同じように発信していれば、今後も同じような状態だと思う。重点3にも書かれている社会教育関係者の資質向上を、重点的に頑張ってもらいたい。

『原案どおり可決』

ウ 議案第9号 公益財団法人久御山町文化スポーツ事業事業団補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

【高田生涯学習課長補佐より説明】

議案第9号、公益財団法人久御山町文化スポーツ事業団補助金交付要綱の一部改正について説明する。現在、町立の文化スポーツ施設については、指定管理者として公益財団法人久御山町文化スポーツ事業団が管理運営をしている。同団に支払う人件費は、補助金交付要綱により補助金として支給をしているが、同条文中に運用上必要な規定に修正すべき箇所があり、この度改正を行うもの。公布の日から施行する。

【質疑応答】

なし

『原案どおり可決』

午後2時6分 終了